

平	3	1	.	4	.	2	4
総	2	2	—			6	

参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 31 年 4 月 24 日 (水)

財 務 省 ・ 国 税 庁

目 次

I	これまでの議論と平成31年度改正の状況(財務省)	3
	・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)(抜粋)	4
	・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化	6
	・国税の申告手続の電子化促進措置	7
	・電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し(平成31年度改正)	8
	・マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略(平成31年度改正)	9
	・相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等の添付不要化(平成31年度改正)	10
II	国税庁における最近の取組状況	11
	・「スマホ申告」の実現(今後の取組)	12
	・個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化	13
	・年末調整手続の電子化・簡便化	14
	・チャットボットの導入	15
	・企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	16
	・企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧(国税関係)	17
	・電子申告(e-Tax)の普及・促進に向けた取組	18
	・デジタル手続法案の制定に伴う税制上の対応(案)	19
	・行政機関間のデータ連携拡大(今後の取組)	20
	・キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組	21
	・企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化に係る政府の方針	22
	・マイナポータルを活用した申告の簡便化策の拡充のイメージ	23
	・マイナンバーカードの普及促進	24
	・企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画(検討中の方向性のイメージ)	25
	・オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ	26
	・企業保有情報の新しい提出方法の税務手続における活用(検討中の方向性のイメージ)	27

I これまでの議論と平成 31 年度改正の状況（財務省）

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】

(抜粋)

2. 税務手続の電子化等の推進

(1) 国税関係

(1-1) 個人関係(所得税)

① 現状と今後の方向性

所得税の確定申告・年末調整については、現状、納税者(被用者を含む)は、多くの場合、各種控除関係書類を書面で收受し、それらを参照しながら申告書を作成している。雇用者(源泉徴収義務者)は、年末調整手続において、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている。

今後は、経済社会の I C T 化を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進し、利便性を高めてオンライン手続の利用を促進することが必要である。特に、基本的な申告等であれば携帯電話端末(スマートフォン)で簡便に手続を完結できるようにすることが重要である。

そして、将来的に、マイナポータルの整備・活用の進捗等にあわせて着実に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みの実現を図るべきと考えられる。

② 確定申告・年末調整手続の電子化

こうした将来像に向けて、まずは、確定申告・年末調整手続の電子化を進め、控除関係機関(保険会社・銀行等)→個人→税務署・雇用者(源泉徴収義務者)という情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備すべきである。「規制改革実施計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)では、年末調整について、被用者・雇用者を含めた社会全体のコスト削減の観点から、原則全ての年末調整関係書類の電子交付を可能とするとの方針が示されており、その着実な実現が必要である。

また、医療費控除については、平成 30 年 1 月から、保険者が発行する医療費通知データを活用して電子申告を行う仕組みが開始するが、各保険者において必要なシステム整備等が行われるよう、政府として働きかけを一層行うべきである。医療費通知データの取得は、まずは保険者のウェブサイトから納税者がダウンロードする方式が予定されているが、マイナポータル等を活用し一層簡便に電子申告につなげる仕組みの構築について、関係省庁において引き続き協議を行う必要がある。

なお、将来的に、給与・報酬等の支払者から支払を受ける者のマイナポータル等に支払金額等を正確かつ効率的に通知する仕組みが整備されれば、所得情報も含めて情報を一元的に確認し活用する仕組みが実現する可能性がある。これについては、働き方や収入の稼ぎ方の多様化が進展する中で、税務手続に関する利便性を高めるものとして、マイナポータルの整備・活用の進捗等を踏まえ、検討を進めるべきである。

こうした取組を通じて、納税者の手作業を要する部分を減らしていくことにより、納税者自身で正確かつ簡便に申告を行うことができる環境整備が進

むと考えられる。

③ 携帯電話端末（スマートフォン）等からの電子申告の実現

今般、国税当局から、平成 31 年 1 月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末（スマートフォン）やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

④ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の認証手続の簡便化

個人の e-Tax 利用について、現在は I D・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声強い。国税当局では平成 31 年 1 月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

⑤ マイナンバー制度の普及促進

真に利便性の高い納税環境を実現するためには、マイナンバー制度を社会の情報連携インフラとして最大限活用することが不可欠である。このため、政府全体として、個人情報保護の厳格な保護や情報セキュリティ対策等、制度に対する国民の信頼を高める措置を講じながら、国民や事業者への周知を行い、マイナンバーカードの取得やマイナポータル利用を促進する必要がある。

また、関係省庁で連携し、マイナポータルにおける税・年金等のオンライン・ワンストップサービスを実現するなど、マイナンバーカードやマイナポータルの利便性を高める努力が重要である。本年 11 月、マイナポータルの本格運用等が開始したが、国民にはマイナンバー制度の利便性の実感がまだ乏しいとの指摘もあり、政府全体として真摯に受け止め取組を加速する必要がある。

⑥ その他の環境整備

税務手続の電子化を円滑に進めるためには、租税教育や広報活動を通じ、税の役割や I C T の意義などに関する国民の理解（リテラシー）を醸成することも重要である。また、電子申告等の利用を促進する仕組みを設けることも一案との意見もあった。

なお、税務手続の電子化を進める一方で、I C T への対応に困難を感じる納税者への配慮・支援も引き続き行うべきと考えられる。

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、改正前の制度においては書面で源泉徴収義務者に提出がされていた生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

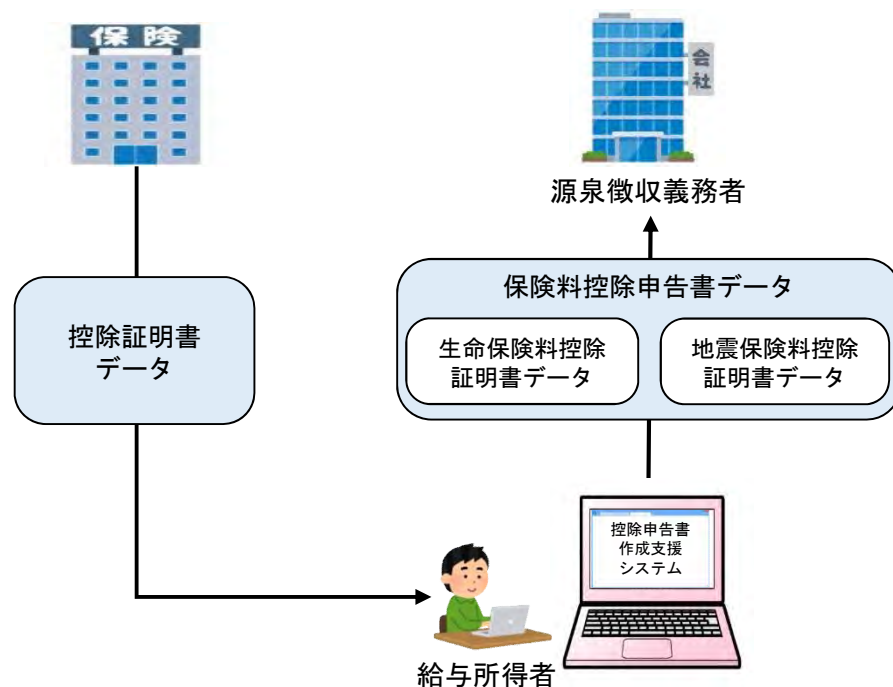
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

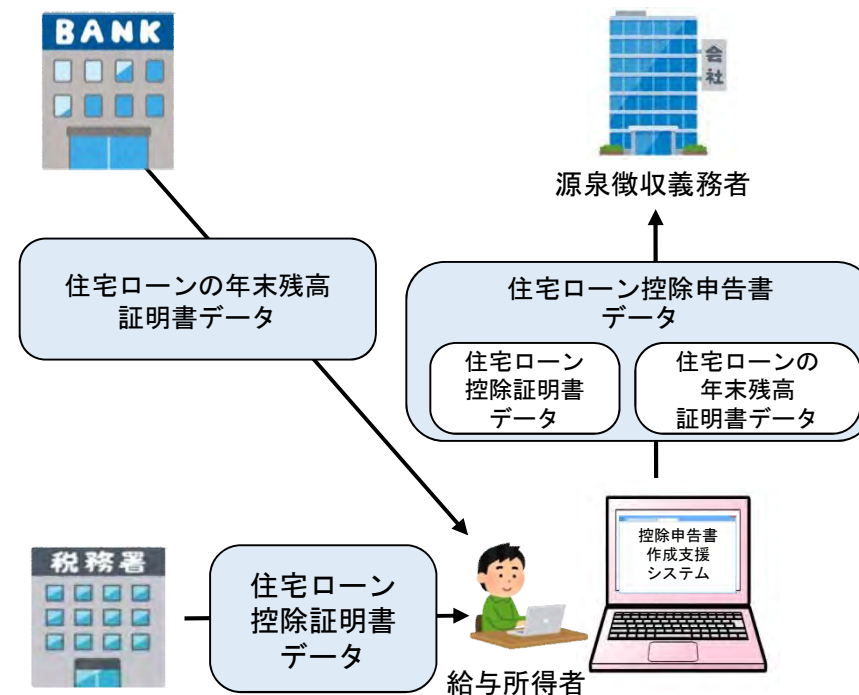
【改正後】

＜生命保険料控除・地震保険料控除＞



（注）平成32年分以後の所得税について適用

＜住宅ローン控除＞



（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。

(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)

大法人の電子申告義務化

- 大法人(※1)は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

(※1)内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき(※2)は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

(※2)サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し(土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化)
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化(運用)

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV)

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大(運用)

④ 提出先の一元化(ワンスオンリー化)

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化(経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする)

電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し（平成31年度改正）

○ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について、適正性を担保しつつ、保存義務者の利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

（参考）電子帳簿保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成しているものについて、一定の要件の下、電磁的記録による保存等が可能
スキャナ保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該国税関係書類の保存に代えることが可能

① 申請手続の簡素化

【改正前の制度（申請手続）の概要】

電子帳簿等の作成に使用するプログラムについては、真実性の確保・可視性の確保といった要件を確保するため事前に申請書の提出をして承認を得る必要。



【改正後】

- ①一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、申請書のうちソフトウェアの要件適合性を確認する部分の記載（電子帳簿の作成に使用するプログラムの概要等）を不要とすること等により簡素化を行う。
- ②システムを自社開発する者について、事前に国税当局に相談できる体制を構築することを運用上実施する。

② 申請期限の緩和

【国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請書の提出期限】

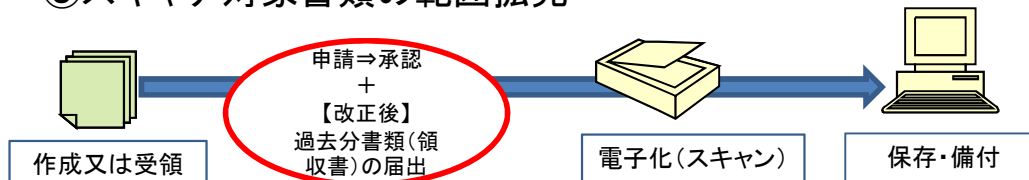
	原則	新規設立（開業）の特例
法人	帳簿備付日の3月前	設立以後3月内
個人		【改正前】なし ⇒【改正後】業務開始以後2月内

【改正後】

新規に業務を開始した個人開業者の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例を設ける。

（参考）青色申告の承認申請書の提出期限についても、業務開始以後2月内の特例あり

③ スキャナ対象書類の範囲拡充



【改正後】

過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

【改正前】作成・受領、電子化、保存・備付のプロセスを速やか（概ね1週間～1か月）に行うことがスキャナ保存の要件
⇒過去分の書類については、通常、作成・受領から一定期間が経過しており、「速やかに」行うことができないため、過去分の書類のスキャナ保存が実質認められない。

（注）上記のほか、入力期間要件の緩和など運用による柔軟化を行う。なお、運用上の対応以外については平成31年9月30日から施行。

マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略（平成31年度改正）

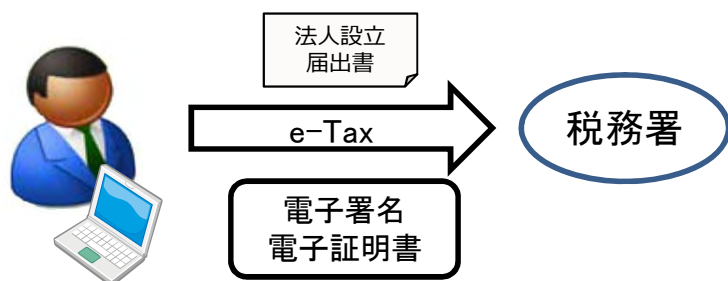
改正前

- 新設法人が電子情報処理組織（e-Tax）を利用して法人設立届出書等を電子提出する場合には、併せて送信者の電子署名及び電子証明書の送信が必要とされている。

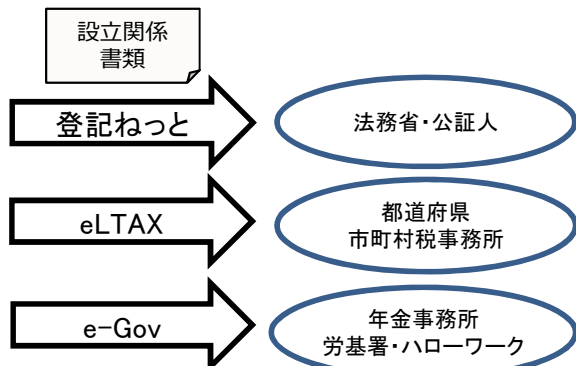
改正後

- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において実現することとされている法人設立手続のオンライン・ワンストップ化（各行政機関における法人設立手続をマイナポータルの利用により行う提出一元化）においては、マイナポータルに必要事項を入力して送信する際に電子署名等を行う場合には、法人設立届出書等の情報に電子署名等を行うことを要しないこととする（平成31年4月1日施行）。

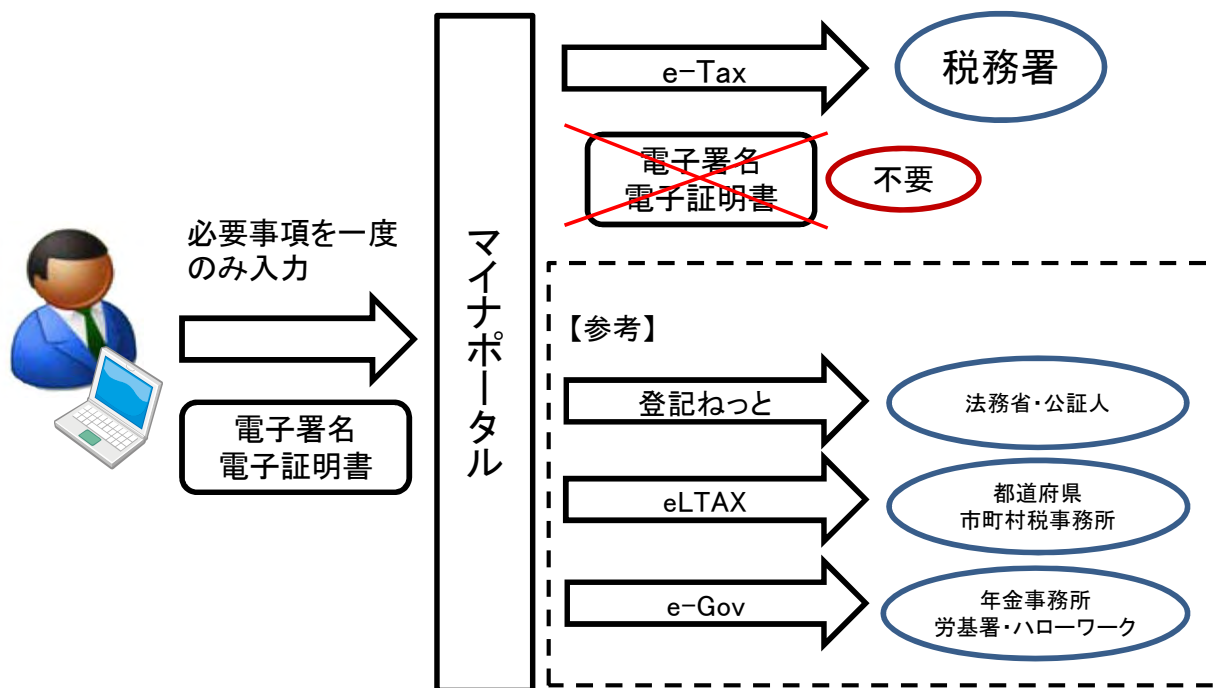
【改正前】



【参考】



【改正後】（法人設立手続のオンライン・ワンストップ化）



相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等の添付不要化（平成31年度改正）

【改正前】

- 相続時精算課税の贈与税申告等においては、申請者の氏名や生年月日などの記載事項の確認等のため、住民票の写し等の書類を添付することとされていた。

【改正後】

- 納税者の負担軽減を図る観点から、他の添付書類や行政機関間の情報連携等で記載事項の確認が行えるものについては、住民票の写し等の書類の添付を不要とする。
- 具体的には、以下の手続の添付書類について、見直しを行う。

手続名	添付不要とする書類
相続時精算課税の贈与税申告、障害者非課税信託申告、税理士試験受験資格認定申請、税理士試験免除申請	住民票の写し
所得税申告	給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書 配当等とみなされる金額の支払通知書 上場株式配当等の支払通知書 特定口座年間取引報告書 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書 特定割引債の償還金の支払通知書
内国普通法人等の設立届出、外国普通法人となった旨の届出	定款等の写し以外の書類
収益事業の開始等の届出	定款等の写し、貸借対照表以外の書類
手続委託型輸出物品販売場許可申請	承認免税手続事業者の承認通知書の写し

（注）上記に加え、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類についても、添付を不要とする。

Ⅱ 国税庁における最近の取組状況

「スマホ申告」の実現（今後の取組）

国税庁作成

現状

- 平成31年1月から、利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告者を対象として、「スマートフォン専用画面」を提供。
- 税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードにより、スマートフォンからe-Tax送信が可能。

課題

- 「スマートフォン専用画面」の利用可能対象範囲が限定的。
- ID・パスワードを取得するためには、一度、税務署に出向く必要がある。

スマホ専用画面



今後の具体的な取組

- 「スマートフォン専用画面」の利用可能対象範囲を、順次拡大する。【平成32年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

項目	平成30年分	平成31年分
収入	給与所得（年調済1ヶ所）	給与所得（年調済1ヶ所、 <u>年調未済、2ヶ所以上に対応</u> ）、 <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

- マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン^(※)でマイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信を可能とする。【平成32年1月～】

(※) マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は平成31年4月9日時点において63機種。

個人納税者のe-Tax利用の認証手段の簡便化

国税庁作成



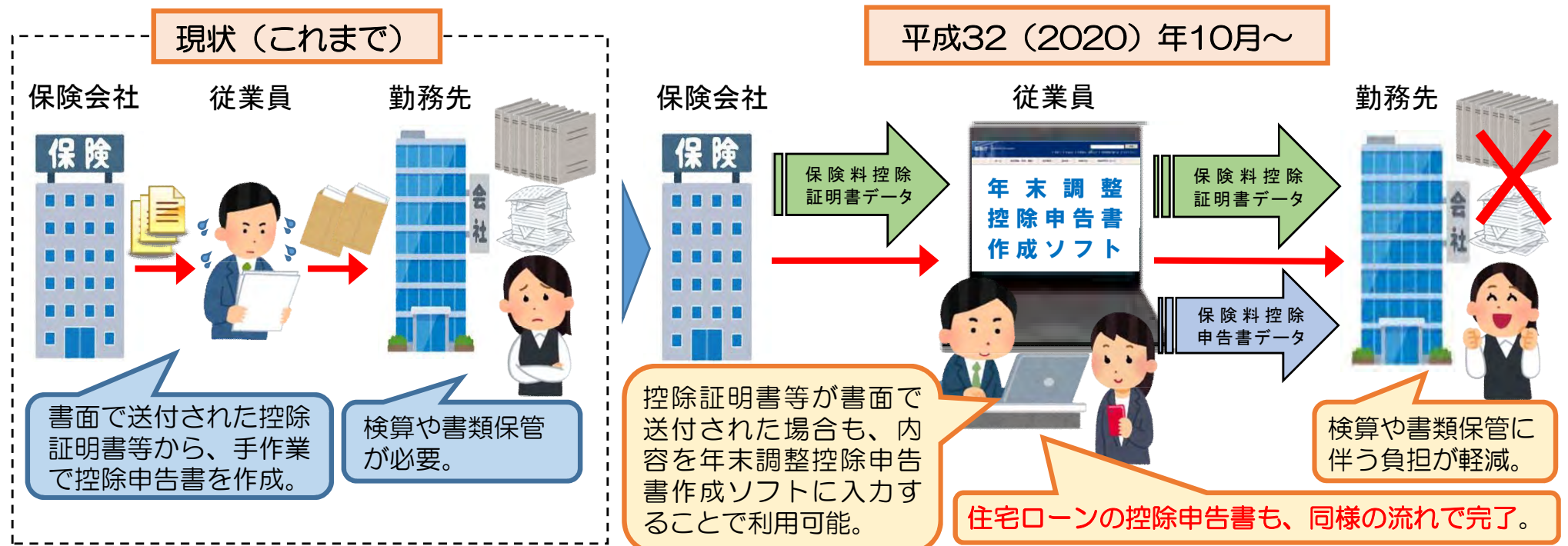
ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、無料の年末調整控除申告書作成ソフト（※）を提供。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。

（注）上記申告書のほか、平成32（2020）年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。

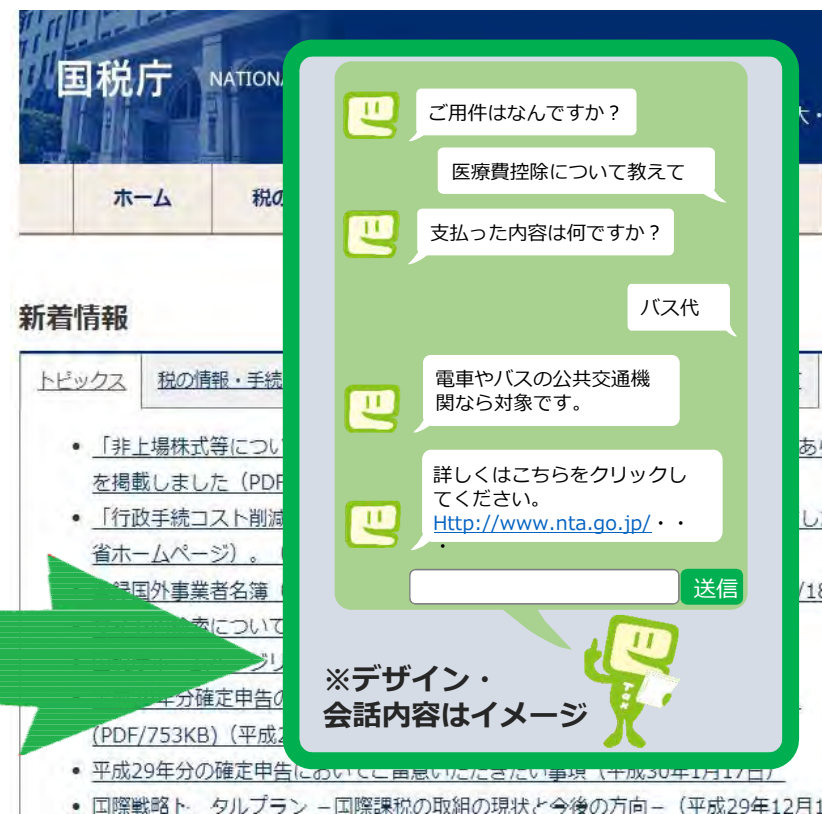
- 従業員は、国税庁ホームページから年末調整控除申告書作成ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年末調整控除申告書作成ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
 - 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年末調整控除申告書作成ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動転記（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
 - 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年末調整控除申告書作成ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。



チャットボットの導入

土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入することにより、納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図る。

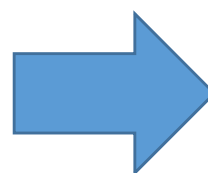


- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。
適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。

【H31年度中に庁HPへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、ローン控除
- ・ e-Tax等の操作方法 等



【H32年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

国税庁作成

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

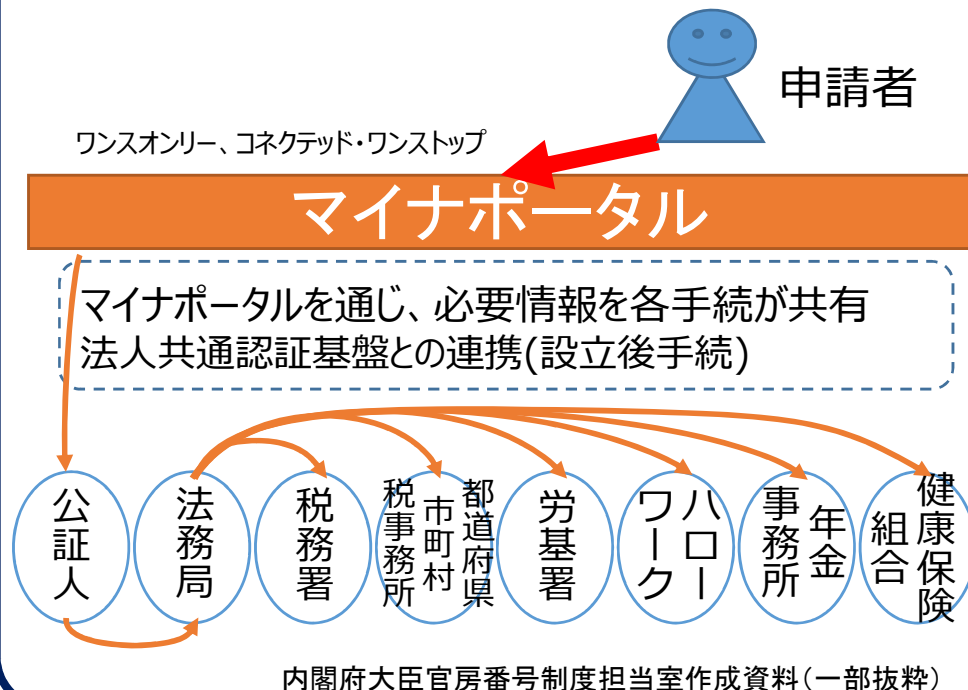
これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- －平成31（2019）年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- －平成32（2020）年度中：定款認証・設立登記も含めたワンストップサービスを開始。

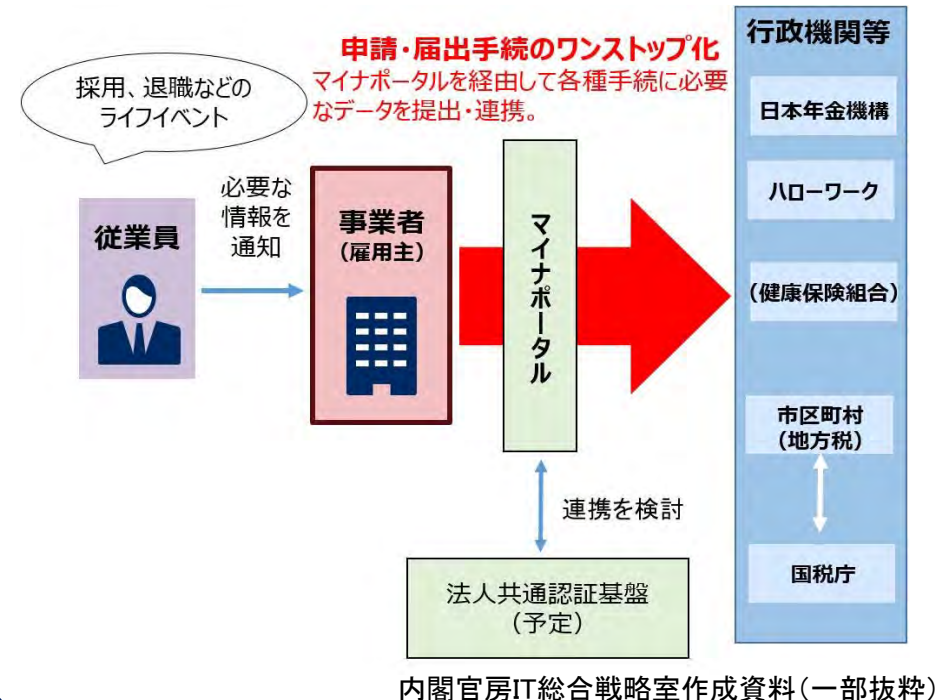
○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続をマイナポータルからオンライン・ワンストップで実施できるサービスを平成32年度から順次開始できるよう検討を進める。具体的な対象手続等は青色事業専従者給与に関する届出書等の10手続。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき2020年度実現イメージ＞



企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧(国税関係)

最終整理(抜粋)

Ⅱ 対象手続の考え方及び対象手続案

1 対象手続の考え方

○オンライン・ワンストップ化における対象となる手続については、以下の3つを満たすものを選定し、決定する。

①社会保険(年金保険、健康保険及び雇用保険)及び税務に関する手続(注1)

②従業員のライフイベント(注2)に伴い必要となる手続

③根拠法令において、企業が手続主体として定められている手続、又は従業員等個人が企業を経由して行うこととされている手続

(注1)採用・退職等において、同一行政機関等に対して行うこととなっている社会保険以外の一部手続を含む。

(注2)例えば、採用・退職(死亡退職を含む)・出産・育児・介護・氏名変更・住所変更が該当する。

2 対象手続案

○上記の考え方に基づき、対象手続について関係省庁と協議の上、「オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧」の通り整理した。

オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧(国税関係 9手続)

採用時	・給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	・青色事業専従者給与に関する届出書
	・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	・事前確定届出給与に関する届出書
退職時	・退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)	・事業廃止届出書
	・退職手当金等受給者別支払調書(及び同合計表)	・個人事業の開業・廃業等届出書(所得税)
	・給与所得の源泉徴収票(同合計表)	※一覧に記載されているもののほか、 電子申告・納税等開始届出(変更)等届出書も対象

(参考)地方税関係 6手続

・特別徴収切替届出書	・特別徴収票
・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	・給与支払報告書
・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	・退職所得等の分離課税に係る納入申告書

(注)「最終整理」とは「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。

電子申告(e-Tax)の普及促進に向けた取組

国税庁作成

現状

- 法人税申告におけるe-Tax利用率は、80%となっている(平成29年度)。
- 2020年4月1日以後開始する事業年度から大法人の法人税等の電子申告が義務化。それに併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備(注1)を進めている。
- 大法人については「e-Tax利用率100%」、中小法人については「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」・「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標達成(注2)に向け、環境整備策(注1)の積極的な周知・広報や個別勧奨等を実施している。

(注1) 提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンスオンリー化)等を行うこととしており、これらの環境整備策については全ての法人が利用可能。

(注2) 財務省「行政手続コスト」削減のための基本計画(2017年6月策定、2018年3月改定)で定める削減方策。

課題

- 大法人については、電子申告義務化の円滑な導入。
- 中小法人については、「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標の達成。

⇒ 中小法人の更なる利用率向上のための方策を講ずる必要。

今後の取組

引き続き実施する方策

大法人

・個別勧奨等に加え、関連法人等を含めた一体的勧奨を実施。

中小法人

・法人納税者の税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、引き続き、効果的かつ効果的な利用勧奨を実施。

※ 法人全体の税理士関与割合:約90%

中小法人に対して新たに実施する方策

税理士非関与法人への対応

・関係府省や中小企業団体と連携し、「中小事業者等の少額減価償却資産の取得の特例」等の税制上の特例措置の周知等と一体的にe-Taxの利用勧奨を実施。

デジタル手続法案の制定に伴う税制上の対応（案）

デジタル手続法案の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

①行政のデジタル化に関する基本原則及び②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるもの。

※公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(注) デジタル手続法案とは、行政手続オンライン化法等の一部改正法であり、この行政手続オンライン化法については、同法案により法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更することとされている。

①情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- (1)デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- (2)ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- (3)コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項（主なもの）

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）**

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等**により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**
（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

税制上の対応

平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日 閣議決定）（抄） 六 納税環境整備5 その他（国 税）

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（仮称）（注：デジタル手続法）の制定を前提に、**同法の趣旨を踏まえ、税務手続のオンライン化を推進するほか所要の整備を行う。**

- 税務手続についてもデジタル手続法案による改正後のデジタル行政推進法が適用されるため、オンライン実施の原則化及び添付書類の撤廃等が実施されることとなる。また、同法の趣旨を踏まえて、オンライン化を推進していく必要。

(参考) デジタル手続法案の制定に伴う税法の規定の整備について（同法案の附則により手当て）

- ① 行政手続オンライン化法の名称変更に伴い、同法を引用している規定の整備（所得税法ほか9法令）
- ② デジタル手続法案による改正後のデジタル行政推進法に「個別法に電子による手続の規定（例えば、法人税法、消費税法に定める大法人の電子申告義務規定）が置かれているものはデジタル行政推進法の適用を除外する規定」が新設されることに伴い、これまで各税法に規定されていた行政手続オンライン化法との調整規定を削除（法人税法ほか2法令）

行政機関間のデータ連携拡大(今後の取組)

国税庁作成

現状

- 行政機関間のデータ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要があることから、これまでも情報提出の重複の削減(ワンスオンリー化)に取り組んできたところ。

～これまでの取組～

- 住宅ローン控除等の所得税申告手続(3手続)における住民票の写しの添付を不要化。【平成29年1月実施】
- 法人納税者の開廃業に係る手続(21手続)における登記事項証明書(商業)の添付を不要化。【平成29年4月実施】
- 所得税申告手続(確定申告書及び修正申告書)における給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票等の添付を不要化。【平成31年4月実施】
- 連結納税の承認申請手続における関係書類の提出の一元化。【平成31年4月実施】

課題

- 各行政機関のシステム構築が前提となっており、一方の行政機関のシステム対応のみではデータ連携の拡充が困難な場合がある。

今後の具体的な取組

～実施予定の取組～

- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。【総務省と連携して平成32(2020)年3月実施予定】
- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。【総務省と連携して平成32(2020)年4月実施予定】

～実施に向け検討中の取組～

- 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。
- 法務省が平成32(2020)年度に構築予定の登記情報を提供する仕組みを活用することにより、法人納税者の開廃業時以外の手続についても、登記事項証明書(商業)の添付の不要化に向けて検討。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、行政機関間の情報連携等で記載事項の確認を行うことにより、上記以外の添付書類についても、添付の不要化に向けた検討を推進。

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

国税庁作成

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳: 平成29年度実績)



*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ **2025年度までにキャッシュレス納付比率4割程度**を目指す



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ

既存の納付手段の改善

- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化に係る政府の方針

未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第2 具体的施策

I. Society 5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[3]「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現(行政からの生産性革命)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 旗艦プロジェクトの推進

② 法人向けワンストップサービスの実現

・ 企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成32年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向け取り組む。

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) 抜粋

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

II. ITを活用した社会システムの抜本改革

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行

(1) 行政サービスの100%デジタル化

② 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンズオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。

マイナポータルを活用した申告の簡便化策の拡充のイメージ

納税者

①

マイナポータルの開設

② 国税庁ホームページの
確定申告書等作成コーナーを利用



③ マイナンバー
カードで認証



④ 証明書データを
自動で取得・自動転記



⑤ e-Tax送信



行政機関等

電子化対象データ	主な発行先	実施時期
寄附金受領証明書(ふるさと納税)	市町村等	2021年1月予定
医療費通知	保険者	未定
公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構	今後実施を前提に検討
上記以外の支払情報 (社会保険料控除証明書等)	多数	クラウド方式により対応?

拡充

民間企業

電子化対象データ	主な発行先	実施時期
保険料控除証明書	保険会社	2020年10月予定
地震保険料控除証明書	損保会社	
住宅ローンの年末残高証明書	銀行	
特定口座年間取引報告書	銀行	2021年1月予定
上記以外の支払情報 (給与所得の源泉徴収票等)	多数	クラウド方式により対応?

拡充

データ連携

民間送達
サービス

電子交付

マイナンバーカードの普及促進

- マイナポータルによるワンクリック申告を実質的に機能させるためには、マイナンバーカード及びマイナポータルを十分に普及させることが重要だが、現在の普及率は低調（平成31年4月17日現在、マイナンバーカードの交付率は13.1%）。
- マイナポ・ワンクリック申告の実現には、マイナンバーカードの普及促進が課題。
- 現在、デジタルガバメント閣僚会議の下、マイナンバーカードの健康保険証利用等、その普及促進策が検討されている。

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

1 マイナンバーカードの普及

1. 全体スケジュール

- ✓ マイナンバーカードの普及に係る工程表

2. 施策

①健康保険証

- ✓ 2020年度から本格運用開始（通常国会に法案提出予定） 等

②自治体ポイントへのプレミアム付与

- ✓ 2020年度、臨時・特別の措置として実施する消費活性化策（平成31年度予算案に準備経費計上） 等

③カードの取得・更新手続きの負担軽減

- ✓ カード申請・交付機会の拡大、円滑かつ確実に更新可能な手続負担の軽減 等

④カードの利便性、保有メリットの向上

- ✓ 民間利用、コンビニ交付サービスの普及拡大 等

⑤カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報

1

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

2 マイナンバーの利活用

①預貯金付番等の活用

- ✓ 社会保障の公平性の確保、範囲、方法、国民理解 等

②医療分野への活用

- ✓ 資格確認、薬剤情報等の活用による医療保険事務の効率化、多剤・重複投与の削減 等

③行政の利便性向上・運用効率化

- ✓ デジタルガバメントの推進加速 等

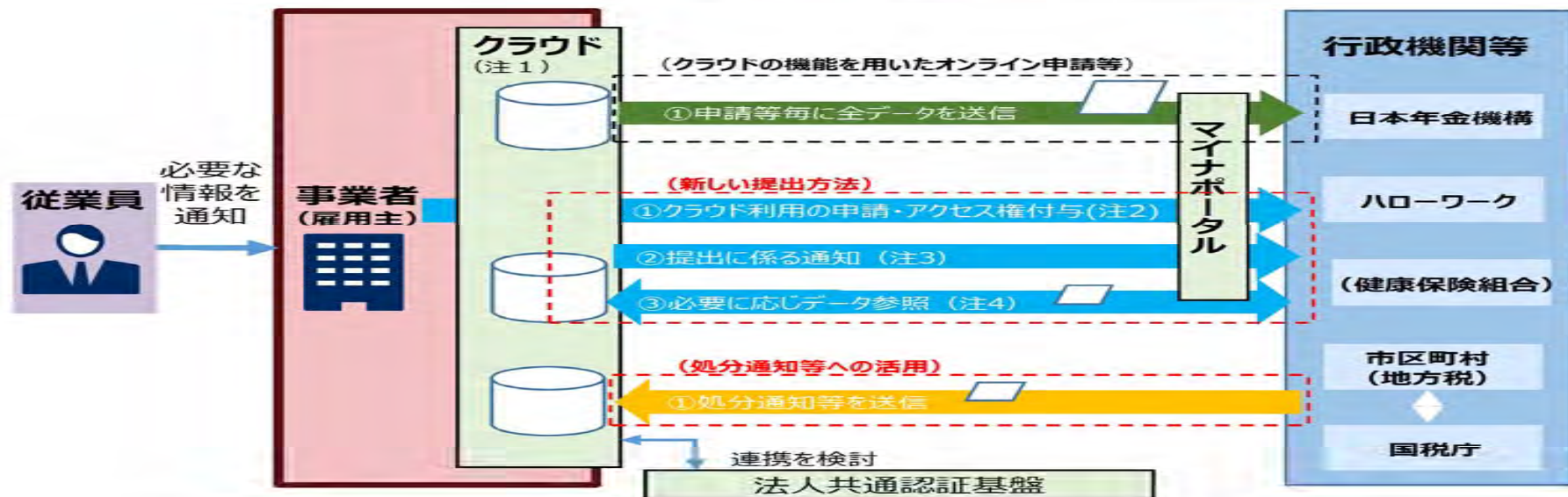
2

平成31年2月15日 デジタル・ガバメント閣僚会議（第3回）「資料1：マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点」

企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画(検討中の方向性のイメージ)

- 内閣官房においては、一層の生産性向上を図るため、例えば、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画を推進することを検討している。
- この企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画については、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しを進め、ロードマップに基づき、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組むこととされている。
- 例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等(注1)に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する(注4)仕組みを構築することが考えられる。

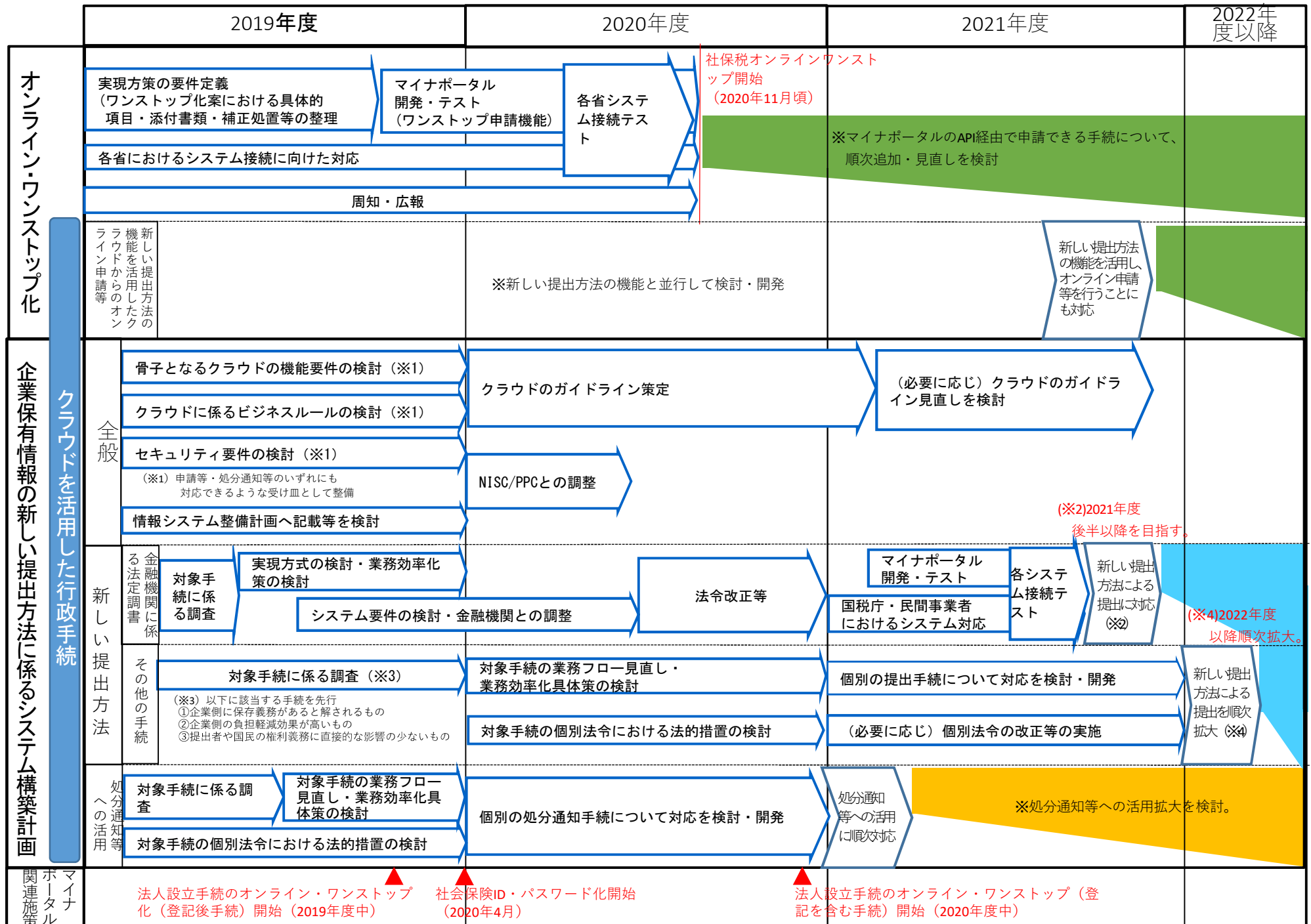
新しい提出方法では、民間事業者から各行政機関等に対し、調書類、添付書類等を提出させることに代えて、必要なデータをクラウド(注1)に記録した場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知を送信(注2)し、行政機関等が必要に応じて情報を参照(注3)する仕組みを構築する。
クラウドを行政機関等から民間事業者への処分通知等の送付にも活用することを想定するほか、クラウドの機能を活用したオンライン申請等も可能となる想定である(第二章参照)。



- (注1) 「クラウド」とは、民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定し、企業が有する企業保有情報の提出に使用できるものであり、その要件はデジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令で規定することを検討する。
- (注2) アクセス権付与の時期については、事前に行うことを原則としつつ、別途②提出に係る通知と同時にする場合についても、法的整理を検討する。
- (注3) クラウドに提出データが提出された場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知が送信される。
- (注4) 各行政機関等が参照・取得可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出事項、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等がクラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかという点については、今後検討していく。

オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ

従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(別添2)



※本ロードマップにおける「クラウド」については、デジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令において要件を定めることを検討する。

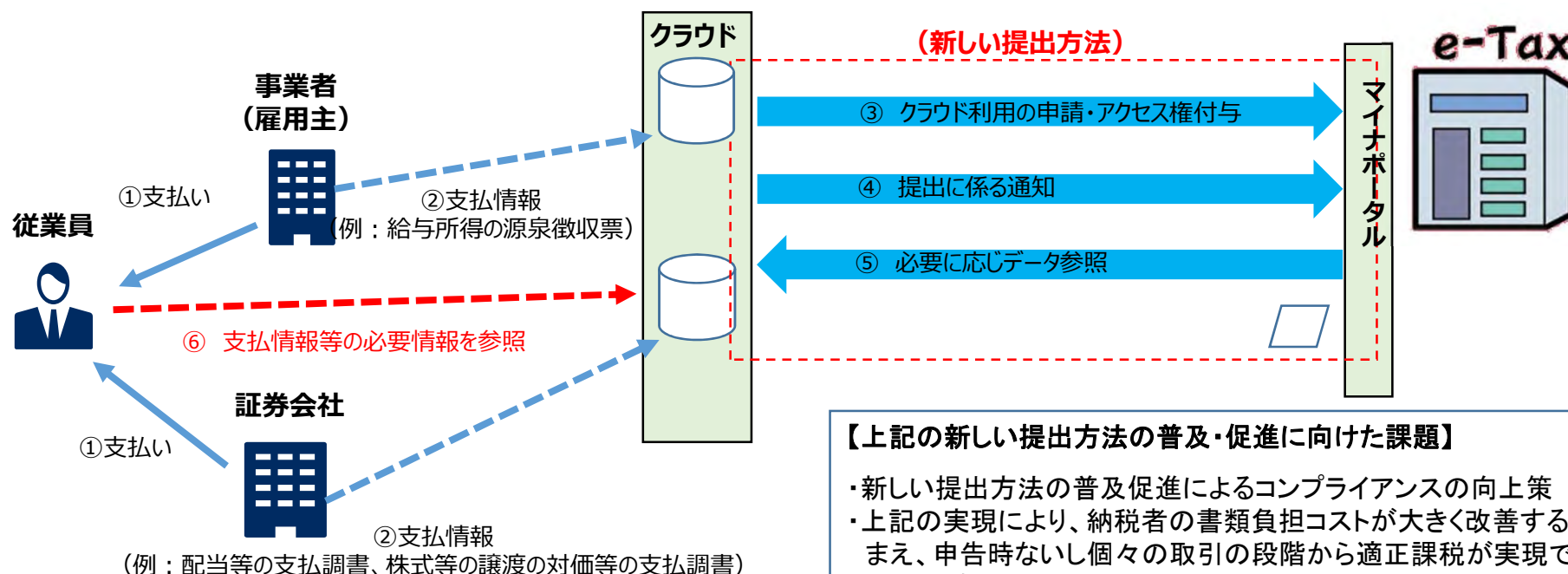
企業保有情報の新しい提出方法の税務手続における活用(検討中の方向性のイメージ)

○ 最終整理においては、今後、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で、利用者視点に立ったBPRを徹底するとともに、どのような手続についての活用が適切か精査を重ねつつ、本施策に親和性がある対象手続を検討する必要がある、例えば以下のような手続から、「対象手続」として定めていくことを検討することとされている。

- ①行政機関等に提出が定められている資料について、併せて提出者において一定期間保存義務が課されていると解される手続
- ②企業側の負担軽減効果が高い等、ニーズが高いと考えられる手続
- ③提出者や国民の権利義務に直接的な影響が少ない手続

➡ 企業から税務当局に行われる支払調書等の提出のうち、国民の権利義務の変動に直接的な影響がなく、提出件数が比較的多く、企業の負担軽減に資すると見込まれるものについて、先行して実施できるよう検討

○ 企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組が構築されることを前提に、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報を活用できる仕組についても検討する。



【上記の新しい提出方法の普及・促進に向けた課題】

- ・新しい提出方法の普及促進によるコンプライアンスの向上策
- ・上記の実現により、納税者の書類負担コストが大きく改善することを踏まえ、申告時ないし個々の取引の段階から適正課税が実現できる仕組みの構築